

發專二一二號

昭和十六年十一月十七日

文部省專門學務局長

中央大學 專門部主事處



在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料等ノ取扱ニ關スル件

在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件ニ付テハ十月十六日附發專一九五號ヲ以テ通牒相成タル處右ニ伴フ授業料等ノ取扱ニ關シテハ左記ニ依リ施行相成度此段依命通牒ス

20130630

3

記

一、授業料ノ徵收ニ關スルコト

在學年限又ハ修業年限ヲ短縮スペキ學生生徒ノ授業料ノ徵收ハ左ノ方法ニ依リ實施スルモノトス

(一)徵收スペキ授業料ノ額ハ現ニ學則ニ定ムル年總額十二分ノ九ヲ原則トスルモ本年ニ限り卒業學年ノ授業料ハ之ヲ增額徵收スルコトヲ得ルコト

但シ増額ノ限度ハ現ニ學則ニ定ムル年總額ノ十二分ノ三相當額ヲ超ユルコトヲ得ズ

(二)徵收ノ方法及其ノ期日ニ關シテハ管理者又ハ設立者ニ於テ適宜決定スルコト

(三)前二項ハ學則ノ規定ニ拘ラズ臨時措置トシテ之ヲ實施シ得ルモノ

トス

右ニ依ル措置ハ遲滯ナク文部大臣ニ開申スペキコト

二、學校報國團費ノ徵收ニ關スルコト

短縮シタル期間(昭和十七年一月乃至同年三月)ノ報國團費ハ之ヲ徵收セザルヲ原則トスルコト

但シ現ニ徵收済ノモノハ此ノ限ニ在ラザルコト